

## はり・きゅう及びあん摩マッサージ施術療養費の受領委任制度について

はり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者などが患者などに代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されました。平成31年4月1日から大分県内の市町村国保及び大分県後期高齢者広域連合が、取扱いを開始します。

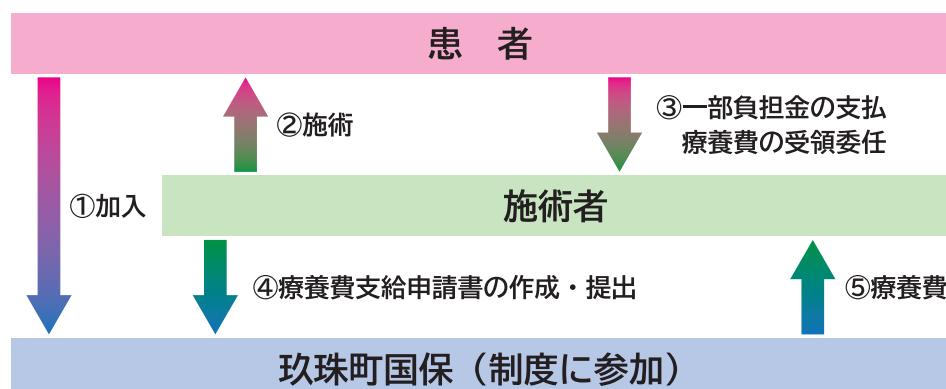


### 制度の仕組み

受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者などから一部負担金を受け取り、患者などに代わって療養費支給申請書を作成・保険者などへ提出し、患者などから受領の委任を受けた施術者などが療養費を受け取る取扱いです。

受領委任制度に参加する施術所は、九州厚生局大分支部へ申請書類を提出する必要があります。

また、受領委任制度に参加していない施術所の療養費支給申請は、原則償還払いの取り扱いとなります。



## 平成31年4月から70歳以上の世帯の高額療養費の申請が簡素化されます

国民健康保険には世帯の1か月の自己負担限度額を超えた支払い分は、払い戻しを受けられる制度（高額療養費制度）があります。

本来、高額療養費の支給には申請が必要ですが、高齢者の申請手続きにかかる負担を緩和するため、右枠内の①～③の全ての条件に該当し希望する場合は、自動振込が可能となります（初回のみ申請が必要です）。

### 【自動振り込みの対象要件】

- ①高額療養費の対象となった月の初日に世帯の国保加入者全員が70歳以上になっていること。
- ②国民健康保険税をきちんと納めていること。
- ③再審査などにより支給額に変更が生じた場合、次回以降の支給額で調整されることを了承すること。

対象となる世帯には、支給申請手続の簡素化申請書を高額療養費支給申請書と合わせて送りますので、自動振込を希望する方は、被保険者証・世帯主の口座がわかるもの（通帳など）・印鑑をご持参のうえ、住民課 保険年金係（4番窓口）で申請を行ってください。

